

伊達市告示第 1 号

伊達市広告入り案内板無償設置に関する要綱を次のとおり定める。

平成 31 年 1 月 21 日

伊達市長 須田 博行

伊達市広告入り案内板無償設置に関する要綱

(以下別紙)

伊達市広告入り案内板無償設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上及び経費の削減を図るために、伊達市企業広告掲載規則（平成20年伊達市規則第15号。以下「規則」という。）の規定に基づき、広告入り案内板装置一式を無償設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 案内板 庁舎内及び周辺地図案内板と市政情報を放映する機器の一部を利用し、民間企業等の広告を掲載する装置一式をいう。
- (2) 広告主 案内板に広告を掲載する者をいう。
- (3) 事業者 広告主を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の事業を行い、市に無償提供する者をいう。

(設置期間)

第3条 案内板の設置期間は、5年とする。ただし、市長は、事業者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(広告の掲載基準)

第4条 事業者が案内板に掲載する広告（以下「案内板広告」という。）の掲載基準については、規則第3条の規定を準用するものとする。

(事業者の募集)

第5条 事業者の募集は、市ホームページに掲載して行うものとする。

2 募集期間、提出書類その他募集に必要な事項は、伊達市広告入り案内板無償設置事業者募集要項で別に定めるものとする。

(申込資格)

第6条 事業者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、その取消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員その他反社会的団体が関与すると認められ

る者でないこと。

(4) 法人等の所在地において、直近事業年度の国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していないこと。

(設置の申込み)

第7条 案内板の設置を希望する者は、広告入り案内板無償設置申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(事業者の決定)

第8条 市長は、前条の規定により案内板設置の申込みを受けたときは、提出書類等に基づき、事業者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業者を決定したときは、広告入り案内板無償設置許可・不許可決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(協定書の締結)

第9条 市長は、前条の規定により決定した事業者と案内板の設置及び広告の掲載に関して、協定書を締結するものとする。

(広告の審査)

第10条 案内板広告は、掲載を希望する広告主及びその広告内容について、あらかじめ市長に承認を得たものでなければ掲載することができない。

2 前項の承認を得ようとする事業者は、案内板広告掲載承認申請書（様式第3号）に、掲載しようとする案内板広告の原稿及び広告主の市税納付状況調査同意書（様式第4号）を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、承認を得た案内板広告の内容の一部又は全部を変更しようとする場合も同様とする。

3 市長は、第1項の承認を行うにあたって、規則第7条に基づき、伊達市企業広告掲載審査委員会に審査を依頼することができる。

4 市長は、第1項の承認について決定を行ったときは、その結果を案内板広告掲載審査結果通知書（様式第5号）により事業者に通知するものとする。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、広告主の募集にあたり、自らが案内板広告の募集者であることを明確にするとともに、市が案内板広告の募集者であるような誤解を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者は、案内板の設置方法、数量その他の仕様及び掲載する案内板広告について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けなければならない。

3 事業者は、案内板に関し問題が発生したときは、速やかに市長に通知し、解決に努めるものとする。

(設置の中止)

第12条 市長は、事業者がこの要綱の規定に違反していると認めたとき、又は案

内板の設置が適当でないと認めるときは、案内板の設置を中止するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、案内板の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。